

在宅療養を知らう！



「自宅で療養生活を送りたいが、通院するのが難しい…」
といった、問題はありませんか？

高齢になっても、我が家で安心して医療を受けるしくみが、
「在宅医療」です。

在宅で療養生活を送るためには、**医療**と**介護**サービスや、
さまざまな**生活支援**サービス、財産や権利の相談・支援、
介護予防の推進を行います。

在宅医療・在宅介護をささえる

①医師 (かかりつけ医師)	➡① 日常的な診療を行い、自宅での療養を希望する方に、訪問診療を行います。
②歯科医師	➡② 歯や口の状態の診療を行います。通院が困難な方には、訪問歯科診療を行います。
③薬剤師	➡③ 薬の効果や副作用の説明、飲み方のアドバイスを行います。自宅訪問による支援も行なっています。
④看護師	➡④ 医師の指示のもと自宅に訪問し、看護を提供します。通所サービスでも健康状態の確認などを行います。
⑤医療ソーシャル ワーカー	➡⑤ 医療機関内の相談員として、さまざまな問題について相談や関係機関との調整を行い、支援します。
⑥歯科衛生士	➡⑥ 歯や口の状態について、口腔ケアなどアドバイスを行います。
⑦ケアマネジャー	➡⑦ 利用者の希望に沿ったケアプランの作成や、サービス事業所との連絡調整を行います。
⑧ホームヘルパー	➡⑧ 生活援助（食事の準備や調理、洗濯、掃除、買い物など）や身体介護（入浴の介助、衣類の着脱介助、通院外出支援など）を行います。
⑨リハビリ職	➡⑨ リハビリの専門職が、生活機能の維持向上のための訓練やリハビリ指導を行います。
⑩栄養士	➡⑩ 身体状況に合った、食事内容の指導を行います。

在宅医療・在宅介護をささえる

⑪介護サービスを
提供する事業所
(施設)

➡⑪ 訪問入浴や、通所介護（デイサービス）、通所リハビリ（デイケア）を行います。
介護をする人（家族）の体調不良や急な用事で、一時的に介護ができない場合は、一時的に施設に入りサービス（ショートステイ）を利用できます。

生活をささえる

①区長・民生委員

➡① 地域住民の身近な相談相手となり、支援します。

②社会福祉協議会

➡② 安心して暮らすことができるよう、各種福祉サービスや相談、権利擁護事業など行います。

③地域包括支援センター

➡③ 安心して暮らすことができるよう、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が中心になって、支援します。

在宅医療を受けるための流れ

まずは・・・佐伯市地域包括支援センター へご相談ください。

☎ 23-1632(直通)



訪問診療をしてくれる医師を見つける必要があります。

介護保険の認定をお持ちでない方は・・・



必要があれば・・・介護保険の申請を行います。

※ 申請する時期については、かかりつけ医や病院の地域連携室等の相談員にご相談ください。



ケアマネジャーが、利用者及び家族の支援を行います。



佐伯市高齢者福祉課 地域包括支援センター ☎23-1632(直通)
佐伯市向島1丁目3番8号(佐伯市保健福祉総合センター「和楽」3階)